

千葉県環境負荷低減事業活動(農業分野)の実施に関する計画認定要領

制定：令和5年3月30日 安農第882号

第1 目的

この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づく、「環境負荷低減事業活動実施計画」又は「特定環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「実施計画」という。)の認定について、法並びに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和4年農林水産省令第四十二号)、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」(農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。)及び「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」(4環バ161号。以下、「ガイドライン」という。)及び千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画の作成

実施計画の認定を受けようとする農業者が作成する実施計画は、別記様式第1号、第2号又は第21号を用いるものとする。

第3 実施計画の認定申請

実施計画の認定を受けようとする農業者は、実施計画その他必要な書類を添付した別記様式第3号又は第4号の申請書を知事に提出するものとする。

ただし、農業者が環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動を併せて実施する場合にあっては、別記様式第22号により、これらをまとめて申請を行うことも可能とする。

第4 実施計画の認定

- 1 農業事務所は、法第19条第5項及び法第21条第5項に基づく認定を行うため、農業事務所の関係職員で構成する千葉県環境負荷低減事業活動(農業分野)の実施に関する計画認定委員会(以下、「認定委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 環境農業推進課は、申請された実施計画が、法第19条第5項第二号及び法第21条第5項第二号に適合するものであるか判断するための事業活動認定基準を定めるものとする。
- 3 農業事務所は、認定委員会において、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針第2及び第3並びにガイドライン第4の3並びに事業活動認定基準に則して実施計画の認定審査を行うものとする。
- 4 農業事務所は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしようとするときは、法第21条第17項の規定に基づき、別記様式第5号に当該認定に係る

計画の写しを添付して、当該計画に係る関係市町村長の意見を聴くものとする。

なお、関係市町村長とは、当該計画の実施区域をその区域に含む市町村の長を指す。

この場合、関係市町村長は、同意基本計画に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、別記様式第6号を農業事務所に提出することにより意見を述べるものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すものとする。

- 5 農業事務所は、申請のあった実施計画を認定した場合にあっては、申請者に対し別記様式第7号又は第8号により認定し、認定通知書を送付するとともに、関係市町村長に対し、認定通知書の写しを送付するものとする。
- 6 農業事務所は、申請のあった特定環境負荷低減事業活動実施計画について認定した場合は、法第21条第18項の規定に基づき関係市町村長に対し別記様式第9号により、法第21条第19項に基づき関東農政局長に対し別記様式第10号により、それぞれ通知するものとする。
- 7 農業事務所は、申請された実施計画が認定要件に適合しないと判断した場合は、認定をしない理由を別記様式第11号により申請者に通知するものとする。
- 8 農業事務所は、特定環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書の写しを、関係市町村長に対し送付するものとする。

第5 実施計画の変更

- 1 法第20条第1項又は法第22条第1項の規定に基づき、認定を受けた農業者が当該認定にかかる実施計画を変更しようとするときは、別記様式第12号の申請書を知事に提出するものとする。
申請書には、規則第9条又は規則第14条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第13号）その他必要な書類を添付するものとする。
- 2 実施計画の変更の認定審査に当たっては、第4の手続きを準用するものとする。
- 3 法第20条第2項又は法第22条第2項の規定に基づき、認定を受けた農業者が認定計画の軽微な変更（規則第10条又は規則第15条に掲げるもの）をしようとするときは、別記様式第14号により知事に届け出るものとする。

第6 認定の取消し

- 1 農業事務所は、認定を受けた農業者が実施計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときは、法第20条第3項又は法第22条第3項の規定に基づき、当該実施計画の認定を取消することができる。
この際、農業事務所は「認定委員会」の意見を聴取することができるものとする。
- 2 農業事務所は、認定を取り消したときは、認定を受けた農業者に別記様式

第15号により通知するとともに、関係市町村長に対し、通知文の写しを送付するものとする。

第7 関係機関等に対する情報の提供

各種の支援策を集中的・重点的に実施するために、認定を受けた農業者の情報を、各種支援策を実施する国、千葉県（農業事務所を含む。）、市町村その他関係機関・団体等（以下、「関係機関等」という。）においても共有しておくことが適当であると考えられることから、第3により農業者が申請を行う際、関係機関等が個人情報保有するに当たって、別記様式第23号により同意を得ることとする。

第8 実施状況の報告

- 1 農業事務所は、必要に応じて申請者に実施計画の実施状況について報告を求められることができる。
- 2 報告を求められた申請者は、別記様式第16号の報告書を、知事に提出するものとする。

第9 書類の提出先

実施計画の認定等に係る書類は、農業者の住所（他の都道府県に居住し、県内で農地を耕作する農業者にあつては、その農地の住所）を所管する農業事務所あて提出する。

第10 その他

その他必要な事項については、別途、県が定めるものとする。

この要領にある農業分野とは、農林水産業のうち、林業、漁業を除いたものをいう。

附 則

本要領は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年8月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年5月9日から施行する。